

令和2年8月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年8月総会議事録

1 日 時 令和2年8月13日（月） 午前10時

2 場 所 長門市役所5階委員会室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第4号 農業振興地域整備計画の変更（編入）について (15件)
- 第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権3件・農地中間管理事業に係る利用権2件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (2件)

3 その他

- ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
- ・次回総会 9月15日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室
- ・現地調査 9月 8日（火） 予定
- ・農地利用最適化推進地区別会議
 - 油谷地区 8月25日（火） 午前10時から ラポール油谷
 - 日置地区 8月25日（火） 午後 2時から 日置農村環境改善センター
 - 三隅地区 8月31日（月） 午前10時から 三隅支所
 - 長門地区 8月31日（月） 午後 2時から 市役所4階会議室

4 出席委員（19人：議席順）

- | | | |
|---------------------|----------------|------------|
| 1 番 野中 保志 | 2 番 藤川 久志 | 3 番 大田 寛治 |
| 4 番 林 一志 | 5 番 深水 一男 | 6 番 河野 八千代 |
| 7 番 高林 司 | 8 番 名和田 栄治 | 9 番 大田 裕美 |
| 10 番 大汐 光晴 | 11 番 岡島 史真 | 12 番 林 弘幸 |
| 13 番 岡本 勇二 | 14 番 木村 正雄 | 15 番 中野 晴人 |
| 16 番 末永 恵子 | 17 番 山近 洋祐 | |
| 18 番 松田 昭洋（会長職務代理者） | 19 番 大野 耕作（会長） | |

5 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂

事務局長補佐 長谷川 浩司

書記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議 長
(会長)

令和2年8月の総会を開会致します。

本日の付議事項は、議案5件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたします。

引き続き、7月の臨時総会以降にありました出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和2年8月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名です。本日の出席委員は19名、欠席委員は0名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

3番、大田寛治委員、4番、林一志委員、よろしくをお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年8月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅上字東田、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は550㎡。ほか3筆、合計2,007㎡。

譲受人は、三隅上▲▲▲▲番地、●●●さん。

譲渡人は、静岡県三島市東本町▲丁目▲▲番▲▲号、●●●●●、▲▲▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人は、申請地の所有者が県外に住んでおり、母親も高齢のため、現在は譲受人が耕作しているが、以前から売買の話があり今回これに応じることとしたもの。譲渡人は、申請地は農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人に譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び3ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から東南東へ約5.4kmに位置する農

地です。

また、4 ページ及び5 ページには公図等を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の2番、藤川委員、補足説明、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

2 番

2番、三隅の藤川です。

8月5日、大野会長、事務局、私とで現地確認をいたしました。

●●さんは、真面目に農業に取り組んでいらっしゃるし、位置図の1ページの家の真下ですね、家のすぐ隣です。

別に問題はないと思われます。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、2 番をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号 2。

土地の所在、大字日置上字柳原、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1381 m²。

譲受人は、日置上▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、日置上▲▲▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人は、従前から農業規模を拡大したいと思っていたところ、譲渡人から申し出があったため、これに応じることとしたもの。譲渡人は、高齢かつ体調不良のため、居住地周辺の耕作並びに果樹園及び耕作地に隣接する河川堰堤の草刈り等の作業で手一杯である。後継者もおらず、休耕田として荒廃させることが忍びがたいため譲受人に贈与することとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。長門市役所日置支所から南東へ約 2.0 km に位置する農地です。

また、7 ページには公図等を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の下限面積要件ですが、本市の 5,000 m²以上の要件は満たしております。

第 6 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 7 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続きまして、当地区の担当の14番、木村委員、補足説明、ご意見がありましたら、お願いいたします。

14番

14番、木村でございます。

議案第1号の2番の補足説明をいたします。

8月5日に大野会長、事務局長、事務局2名、木村推進委員で現地調査をいたしました。

位置は先程、事務局から言われましたが、改めて私の方から説明いたします。

位置図の6ページを開いて下さい。

場所は、大内山上自治会でございます。県道日置上油谷線と国道191号線が交差した●●●●●がある交差点を左側、皆さんも通ったらすぐ分かると思いますが、古市の方に向かってカーブの所に交通安全標識と大きなタイヤが道のそばにあります。そこから50mくらい行ったところの左側の農地です。

ほ場整備の3枚目の農地で、7ページの方を見てももらえたら分かりますけれど、●●さんの田の上に●●さんの自宅があります。すぐ真ん前ですので、管理するには大変便利だと思います。

以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号3。

土地の所在、大字油谷河原字赤迫、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿が田、

現況は畑、面積は2,121 m²。ほか4筆、合計5,381 m²。

譲受人は、下関市豊浦町大字川棚▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

譲渡人は、油谷伊上▲▲番地▲、●●●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。理由としまして、譲受人は、兼ねてより、実家付近で農業での野菜、果樹の栽培ができる農地を探していたところ、譲渡人から売買の申し出があり、これに応じることとしたもの。譲渡人は、農業従事者の父が亡くなり、農地を引き継ぐも耕作が困難となり休耕地となっていたが、譲受人がいたことから、譲り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。長門市役所油谷支所から南西へ約1.2kmから1.8km以内に位置する農地です。

また、9ページから11ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の5,000 m²以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続きまして、当地区担当の18番、松田委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

18番

河原の松田でございます。

8月5日に大野会長、坂野事務局長、長谷川さん、坂倉さん、竹森推進委員と現地の調査に参りました。

位置図の 8 ページから 11 ページをご覧いただきたいと思いますが、8 ページでは右側に 2 か所マークがしてある所がございます。これは国道 191 号線から昔の市道の掛淵にずっと行きますところの交差点、ここにこの 2 か所。それから●●中学校を過ぎまして、山との境のところに細い農道がありますけれど、ここに 1 か所。この 3 か所でございます。

で、この一番先のこの●●中学校の先の方の所はもう放棄地が長いものでございますので、手入れは出来ておりませんが、ここに果樹を植えようということでございまして、それから右側の方の大きいマークの所でございますが、次のページを開いていただきたいと思いますが、ここにありますように、国道 191 号線がこう右側の方にずっと黒くなっております。ここの所の▲▲▲▲番▲という所に●●●●さんを書いてございますけれども、これが●●●●さんのお母さんが 1 人で暮らされている所でございます。そこから斜向かいの▲▲▲▲番▲、▲▲▲▲番、▲▲▲▲番を今回購入される。

それから、その次のページも同じように▲▲▲▲番▲というのがございますが、これはちょっとほぼくっついてはいるんですが、本人は警察官を定年退職されまして、今度、帰って来られましてここで畑を作ろうということでございます。

一部、もう自家野菜を作って市場に出されたりというのをお母さん、本人、奥さん、娘さんが手伝いながら野菜を作っているらしいです。

それから、自分で野菜を作っていない所は、河原の営農法人●●の組合員になっておられまして、大豆と小麦を営農法人の方で作付けを始めております。

そういう状況でございますので、周辺に問題をはかるような状況にはならないと思いますので、よろしくご審議の程を、お願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたします。

事務局長
補佐

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

3ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年8月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

先に番号1ですが、訂正をお願いいたします。

表中の行為をする面積の欄ですが、三隅上長田▲▲▲▲番の1㎡が0.72㎡となります。その下の三隅上長田▲▲▲▲番▲の250㎡が250.12㎡、したがって合計が250.84㎡となります。小数点以下が四捨五入されておりました。申し訳ございませんでした。

では番号1です。

土地の所在、大字三隅上字長田、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、台帳面積は125㎡、行為をする面積は0.72㎡。ほか1筆、合計の台帳面積は1,185㎡で行為をする面積は250.84㎡。

届出人は、三隅中▲▲▲▲番地▲▲、●アパート▲号 ●●●さん。

転用の目的は、自己用住宅の新築です。理由としまして、実家の母親の面倒を見ることも含め、住宅の老朽化に伴い建て替えを検討したが、土砂災害特別警戒区域に指定されているため、建築することが困難となり、隣地である農地へ新築するものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。長門市役所三隅支所から南東へ約7.1kmに位置する農地です。

また、13ページには公図、14ページには土地利用計画図、15ページ、16ページにはそれぞれ平面図と立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の仮審査承認通知書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年

以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝に放流し、汚水については合併浄化槽により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続きまして、当地区担当の2番、藤川委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

2 番 2番、三隅の藤川です。
事務局の説明のとおりでございますけれども、少しだけ。
そこは、土砂災害特別警戒区域で許可が出なかったそうです。今度、建てる所も土砂災害警戒区域で許可が出たような感じだったそうです。
別に問題はないと思われます。
よろしく皆さんの審議をお願いします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、番号2をお願いいたします。

事務局長
補佐 番号2。
土地の所在、大字日置上字八反ヶ坪、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、台帳面積3,963㎡のうち、行為をする面積は328㎡。
届出人は、日置上▲▲▲▲番地、●●●●さん。

転用の目的は、農業用倉庫の新築です。理由としまして、現在約 5.6 h a の農地を耕作しているが、既設の倉庫が狭く作業効率が悪い。そこで、既設の倉庫に隣接する農地の一部を活用し、農業用倉庫を新築するものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。J R 山陰本線長門古市駅から北東へ約 516m に位置する農地です。

また、18 ページには公図、19 ページには土地利用計画図、20 ページには立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内にある農地となりますが、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の「農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 h a を超えないもの」に該当し、軽微な変更となりますので、農業振興地域整備計画の用途変更届が提出されております。

よって、本案件は、農用地区域内にある農地の許可方針として、「農地法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当しています。

また、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農用地内にあり、農業公共投資の対象となっている農地で、第 1 種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、申請地は農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに規定する農業用施設に該当し転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により隣接する河川へ放流し、污水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 12 番、林委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

12番

日置の林です。

今、事務局の方から紹介がありました当申請は、4条申請の農業用施設用地の転用ということで、この8月5日に会長と事務局長等と現地を確認しました。

この当該人の●●●●さんのお孫さんに当たられる方が、この近年農地を集約しておりまして、どんどん耕作面積を増やしている状態でございます。稲作を中心とした農業体系でかなり本気でやっておられます。

現地につきましては、本人の田んぼの一部ですので、隣接につきましてはほとんど問題はございませんでした。

確認いたしました、そんな大きな問題もなく、ぜひ審議していただきましてご了解していただければと思います。

以上でございます。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

4ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年8月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字日置下字黒川、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は2,586㎡。ほか2筆、合計4,486㎡。

権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

借受人は、日置下▲▲番地、●●●●さん。

貸付人は、日置下▲▲番地、●●●●●さんです。親子となります。

転用の目的は、育苗施設、牛の運動場、飼料庫及び飼料置場等農業用施設用地です。理由としまして、借受人は、農業、畜産業を営んでいるが、現在、水稻苗の育苗場と肉用牛の飼料のための飼料庫、肉用牛の運動場が十分に確保されておらず、今後、経営規模の拡大をしていく上でも必要な農地であり、作業の効率化を図ることのできる、自宅及び牛舎に隣接した農地を有効利用したい。貸付人は会社員であり、農業、畜産経営は借受人となる子が行っている。借受人の農業、畜産業の経営拡大を支援していきたいと考えており、使用貸借に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 21 ページをご覧ください。JR 山陰本線長門古市駅から西へ約 1.6 km に位置する農地です。

また、22 ページには公図、23 ページには土地利用計画図、24 ページには構造物の断面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農用地内にあり、農業公共投資の対象となっている農地で第 1 種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、申請地は農用地区域外の農地で農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに規定する農業用施設に該当し転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、日本金融政策公庫の認定農業者向けスーパー L 資金の借入申込み受付写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 1 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により排水口を通して農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

したらお願いをいたします。

16番

日置野田の末永です。

借受人は34歳の独身男性です。

現在、成牛8頭、育成牛4頭を飼育しながら、主食用米、飼料用米、酒米、飼料作物、飼料用穀類など、多品目を広く浅く耕作されているようです。

現地は平野にある、ほ場整備田で周囲は水稻が作付けされておりますが、●●さんの農地は現在、休耕田となっており、調査当日も草丈が伸び、農地として適正に管理されているようには見受けられませんでした。

借受後に飼料庫、雨よけ施設を建設されれば、現状が改善され、周囲の農地にとっても好ましいことだと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、2番、お願いします。

事務局長
補佐

先に番号2ですが、訂正をお願いします。

地番ですが、▲▲▲番▲と記載してありますが、正しくは▲▲▲番▲です。

それともう1点が台帳面積4㎡と記載してありますが、正しくは3.8㎡となります。先ほどと同じように、小数点以下が四捨五入されておりました。申し訳ございませんでした。

それでは番号2です。

土地の所在、大字東深川字山手、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、台帳面積は3.8㎡。権利の種類は所有権の移転。

譲受人は、東深川▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、大阪府八尾市福栄町▲丁目▲▲番、●●●●●さん。

転用の目的は私道の拡張。わたくしどうの方になります。理由としまして、譲受人は現在、申請地周辺は道路幅員が狭く、中型車の自宅内への出入りも困難な状況である。救急車を利用した際には、出入りに30分以上の時間を要したので、私道の拡張を計画することとしたもの。譲渡人は、現在、市内に在住しておらず他に利用することもないので、道路の拡張に応じることで人命救助になることから、売買に応じることとしたもの。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び25ページをご覧ください。JR仙崎線仙崎駅から南西に約589mに位置する農地です。また、26ページには公図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第1種中高層住宅専用地域に用途指定されております。農地法施行規則第44条第3号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、既存の道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当の17番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17番

17番、山近です。

8月5日、大野会長さん、西川推進委員さん、事務局と私の計6名で現地調査をしました。

場所は、位置図の25ページのところですが、●●●●●高校から田屋に抜

ける旧道の間くらいで、目の前が、●●前会長さんの自宅の斜向かいの畑の一部でございます。

道路拡張に伴う所有権移転ですが、申請された●●さんの自宅に入る道路、また旧道については車は入りますが、申請地の前の旧道の所にブロック塀がありまして、細長い車の出入り、本当に大変だな、難しいなというのを確認いたしました。

以上のことから今回の私道拡張の申請、問題ないかなと思っております。以上です。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 5ページ、6ページをご覧ください。

補佐 議案第4号、農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和2年8月13日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

この議案につきましては、今年度より第5期中山間直接支払制度が始まるにあたり、申請地が農業振興地域の農用地区域外にあることから、今回新たに農用地区域へ編入を行うため、担当課より長門市農業委員会の意見を求められているものです。

番号1です。

土地の所在、大字三隅上字赤土、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積、編入面積ともに253㎡。番号2から番号15まではほか14筆、合計12,172㎡となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」2 ページ及び 21 ページから 38 ページをご覧ください。

令和 2 年 8 月 5 日に会長、各地区農業委員及び各地区農地利用最適化推進委員、事務局とで現地を確認し、適正に維持管理されていることから農用地区域へ編入することについては、特に問題はないと思われます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

10 番

はい。

議 長

どうぞ。

10 番

10 番、大汐と申します。よろしくお願いいたします。

8 月 5 日、現地の方で確認をいたしました。6 ページの 14 番、15 番ですが、私もこのたび振興地域で編入というかたちでの現地確認というのは初めてだったので、疑問があったのはどうして田んぼとしてまた残すことになったのか、またあともう一つは線引きというのも本当に今の基準としてあったのかどうかということも私の方も分からないので、一応、本人さんとの協議の中であなたは何年ここを守りますか、どういうふうな形で守りますかということ聞いて、現地を確認して、それならいけんねというのをちょっと聞いたんですが。

一応、今、私が聞いているのは、中山間は 5 年あります。5 年は確実に守ります。ただ 10 年先、私の体調がすぐわなない場合には、それから先はちょっと分かりませんて言うような話は聞いておったんですが、現実的にこれを振興地域に戻すという時の線引きというのが何かあれば教えていただきたいと思います。

議 長

はい。事務局に 10 番、大汐委員さんからのご質問でございますが、この線引きの内容、あるいはその後の対応について分かる範囲でのお答えをとという質問でございます。

事務局長
補佐

今年度、新たな中山間直接支払制度が始まりましたが、対象農地の大前提として、農業振興地域の農用地区域内である必要があります、そうでないと協定農用地に入れられません。

農業施策がいろいろあると思いますが、農用地区域内でない、基盤整

備事業など補助金を受けることのできない場合があります。

農業振興地域の中には、荒廃している所もありまして、市ではおおむね5年ごとに計画の見直しを行っています。

今回、編入に至った農地については、もともと農用地区域外であったのか、過去に農用地区域であったものを除外し、再編入したものなのか経緯については把握しておりません。

いずれにしても、農用地区域に編入するということは、基本的には農地を維持管理し、将来にわたって農地として利用ができる状態にしておくことが前提で、農振計画に沿ったものであると考えます。

10番

やっぱり先般、向津具の方に来られて現状を見られたと思いますが、私たち、新規就農なりいろいろ他分野の方が農地を今から取得なり求められる形が出てくるかと思います。

そんな時に振興地域内で現状、畑なり田んぼをそのまま貸す場合はいいんですが、やはり来られる方というのがなかなか大規模な農業をやりたいというよりも、本当に自分の自給自足という形を求められる方がかなり多くなってきたと思います。そうした時に離れた所のここなら僕もやってみたいねという方が今から入って来るときに私たち農業委員として対応するときやそこはっていう形がどこまで責任持って言っているのかなと。その辺をちょっと私が相談したんですけれども。

一応自分としては今、事務局の方の言われるように農地を守っていただけるというのが大前提で本当に嬉しいんですが、やはりそこを安易に耕作して農地の転用をまた戻すと、また色々なことにかかってくる問題があるので、一応、自分としては、5年なり10年をとりあえず目途にしてみようという形の線引きで一応考えておきたいと思うのですが、それで進めさせていただきます。すいません。

議長

大汐委員、よろしいですか。

10番

はい。

14番

ちょっといいですか。

議長

それでは、木村委員どうぞ。

14番

14番、木村です。

今の番号14、15に関連して話します。

これは、所有者が千葉県になっていますが、実際に耕作を予定されてい

る方は向津具在住の方ですか。

10番 補足します。

今、14、15 番につきましては、向津具に移住された方がこの度、中山間直支の中の交付金対象として今から 5 年間対応するということで耕作されます。そのための計画変更ということになります。

14番 この度は 5 年は大丈夫だからと編入をしてくれということですので、個人的に 6 年目からはもうやれんよという場合の今度は農業振興地域を除外する場合は、この資料の 16 ページに書いてある 5 つを全部クリアしないと外せないということですね。

議長 資料の農地法審査基準の 16 ページです。

14番 16 ページに書いてある 5 つ全部をクリアしないと除外はできませんよということですから、そのことを今度、耕作される方にもよく分かるように説明される。

ただし 6 年目からやらんよと止められても困るから。

面積的に急こう配でも 21,000 円ですよ。面積的にも 11 アールくらいのもものだから、何でそれにこだわってかなというのが疑問に思ったわけです。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

木村委員からの質問でございます。

大汐委員さん、この移住で来られたという●●さんですけれども、これはご本人ですか、お母さんですか。

10番 これは、所有者です。

●●●●さんというのは土地の所有者で、耕作者は●●さんという方が作付けされます。

それで私の方では●●さんみたいに油谷島地区の中山間直支に参加されておられるんですが、個人の面積というのはちょっと把握しておりません。

ただ現地で自分の住宅の付近で土地の利用をして自給自足に繋げて行きたいという考え方で今の農地 2 筆を耕作するということで考えていただけたらとよろしいかと思います。

議長 はい、ありがとうございました。

他にこの度の現地確認等でお気付き等、あるいはご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件について、異議なしとして回答をすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、異議なしとして回答することに決定をいたします。

引き続き、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

7 ページをご覧ください。

議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 2 年 8 月 13 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

9 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 2,120 m²のみ。

使用貸借が、長門地区が、1 件 1 筆の 942 m²。油谷地区が、1 件 2 筆の 2,206 m²。計が、2 件 3 筆の 3,148 m²。

合計しますと、三隅地区が、1 件 2 筆の 2,120 m²。長門地区が、1 件 1 筆の 942 m²。油谷地区が、1 件 2 筆の 2,206 m²。

全体で、3 件 5 筆の 5,268 m²となります。

詳細につきましては、8 ページをご覧ください。

次に 9 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 3 筆の 3,399 m²。長門地区が、1 件 2 筆の 1,995 m²。計が、2 件 5 筆の 5,394 m²。

使用貸借はありません。

合計しますと、三隅地区が、1 件 3 筆の 3,399 m²。長門地区が、1 件 2 筆

の 1,995 m²。

全体で、2 件 5 筆の 5,394 m²となります。

詳細につきましては、10 ページから 11 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

補足説明がありましたら、農林水産課農業振興班栗畑主査からお願いいたします。

農林水産課
農業振興班
主査

農業振興班の栗畑です。

特に、補足説明はありません。

ご承認の方を、よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見などございますか。

5 番

いいですか。

議 長

はい、どうぞ。

5 番

農事組合法人青海の方に今、●●●●●さん分 2 筆の分なんですけど、前に中間管理機構の方から書類を送ってきた段階で、もう 1 筆、●●●●さんというのが入ってきているんですよ。

それで、とりあえず印鑑を押して中間管理機構の方に送ったんですが、その分については次回の総会に追加で入れるのかどうかという確認です。

農林水産課
農業振興班
主査

確認しまして、またご連絡いたします。

おそらくそうなるかと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございます。

議 長

他にどなたか補足説明、ご意見などございませんでしょうか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。
引き続いて、報告事項に入ります。
報告事項の1番、土地現況証明報告について、説明をお願いします。

事務局長 12ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。
番号1です。
現地については3筆すべてが、既に雑種地となっており、令和2年8月5日に会長、岡本委員、中村推進委員、事務局とで現地を確認し、雑種地として非農地証明をいたしております。
番号2です。
現地については、既に雑種地となっており、令和2年8月5日に会長、林委員、大田推進委員、事務局とで現地を確認し、雑種地として非農地証明をしております。
土地現況証明報告は、以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 引き続いて、報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約について、説明をお願いします。

事務局長 13ページをご覧ください。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。
番号1。
令和2年7月11日に合意解約をいたしております。
ほか1件の合意解約です。

報告事項は、以上になります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

 担当地区の方なりと、お気づきがございましたらご発言をお願いいたします。

5 番 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

5 番 5番の深水と申しますが、合意解約をした後はどうなるのかなと。

 ●●●●は法人なんですよ。その方がやっておられて、最終的にこの方が請け負ってやられたと思うんですよ。

 そしてそれが解約になった段階でその後の田畑はどうなるのかと疑問が生じております。

 お願いします。

事務局長 はい。保全管理ということで管理をしていただいておりますが、管理が困難なために解約ということになりまして、今後は、一応、所有者の方が管理されるということで上がっております。

4 番 直接担当ではないのですが、現地をちょっと知っている者としまして、もともともう田んぼも作れないような棚田の小さい山の中の田んぼなので、法人として系統立てて農業をすることは、ほぼ不可能な所。地域の情の繋がりで請け負っていたという感じですので、地主さんに戻されるのはもう致し方ないんじゃないかと私は考えております。

 すいません。

5 番 わかりました。

議 長 報告事項2の合意解約ですが、今、深水委員からも質問がございました。林委員からも現地の状況について詳しく説明がございました。かなりの面積ではございますが、これは今後、荒廃農地になる可能性が高い。

 場所は中畑ですね。分かりました。

 他に皆様、何かご質問、ご意見はございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長	続きまして、報告事項のその他について、説明をお願いします。
事務局長	14 ページから 17 ページをご覧ください。 ●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから転用許可を要しない例外規定が適用されるため農業委員会への届出で済むことになっています。 番号 1 です。 賃貸借権の設定で届出を受けており、令和 2 年 8 月 5 日付けで異議なしの通知を送付いたしております。 以上です。
議 長	報告事項、その他について、よろしいですか。 (質問、意見なし)
議 長	以上で、報告事項、その他について終わります。 続きまして、事務連絡などがありましたらお願いします。
事務局長 補佐	最後に事務連絡となります。 9 月の定例総会ですが、9 月 15 日、火曜日、午前 9 時 30 分から、市役所 4 階会議室 2 で開催いたします。本日開催した会場とは異なりますのでご注意ください。 なお、現地調査につきましては 9 月 8 日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。 続きまして、農地利用最適化推進地区別会議についてですが、ご案内しておりますとおり、8 月 25 日、火曜日が 10 時から油谷地区、14 時から日置地区で開催します。8 月 31 日、月曜日は 10 時から三隅地区、14 時から長門地区で開催をします。 当日は、農地パトロールを主な議題とし、他にそれぞれの地区の状況や農地に関する疑問点などざっくばらんに話し合ってもらいますので、ご出席の程、よろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。
議 長	以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。 委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

大変、長時間に渡りましてありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦労様でございました。

終了時間 午前 11 時 20 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年8月13日

長門市農業委員会会長

大 野 耕 作



議事録署名委員

藤 川 久 志



議事録署名委員

大 田 寛 治

